

発能美管財第162-1号
令和5年5月1日

水道機工株式会社
代表取締役 古川 徹 様

能美市長 井出 敏朗

指名停止通知書

この度、貴社が関東地方整備局長より 監督処分（営業停止45日間）を受けたことは、誠に遺憾であります。

本市では、「能美市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」に基づき、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。

記

1 指名停止の期間	令和5年5月1日 から 令和5年7月31日まで 3箇月
2 指名停止の理由	<p>貴社は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者が入札参加資格審査に用いたことから、令和5年2月10日に関東地方整備局長より 監督処分（営業停止45日間）を受けた。</p> <p>上記の件は、能美市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成17年2月10日告示第135号）別表第2第15号に該当すると認められるため、指名停止とする。</p>

発能美管財第162-2号
令和5年5月1日

株式会社水機テクノス
代表取締役 原 毅 様

能美市長 井出 敏朗

指名停止通知書

この度、貴社が関東地方整備局長より 監督処分（営業停止45日間）を受けたことは、誠に遺憾であります。

本市では、「能美市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」に基づき、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。

記

1 指名停止の期間	令和5年5月1日 から 令和5年7月31日まで 3箇月
2 指名停止の理由	<p>貴社は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者が入札参加資格審査に用いたことから、令和5年2月10日に関東地方整備局長より 監督処分（営業停止45日間）を受けた。</p> <p>上記の件は、能美市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成17年2月10日告示第135号）別表第2第15号に該当すると認められるため、指名停止とする。</p>